

No.	施策（事業）の名称	事業の区分	再掲	担当課・所	事業内容（計画より）	令和7年度				令和8年度		
						事業の実施予定	当初予算額	決算額	事業の実施結果・実施効果	今後の方向性・検討課題	事業の実施予定	当初予算額
1	困難な問題を抱える若年女性へのアウトリーチ事業	1 アウトリーチ等による早期の把握		児童家庭課	夜間に繁華街等を巡回し、日用品や食品を配布する等により、若年女性が気軽に立ち寄れる場を提供し、困難な問題を抱える女性を早期に把握する。	事業の実施地域の拡充を図るとともに、事業に関するカードやリーフレットを市町村等に配布し、事業の更なる周知を図る。	47,400の一部	47,394の一部	民間支援団体に委託し、繁華街を夜間巡回し、若年女性等に対し支援の手があることを呼び掛け、若年女性等に対し支援の手があることを呼び掛けた。また、ワンボックスカーで公園などへ向向き、女性向けに日用品や食品等の必要なものや、一時の安心できるスペースの提供等を行う「ぐるぐるカー」を実施した。 実施実績：千葉県 12回 習志野市・船橋市 12回 松戸市 3回 高等学校 11回	より多くの女性に支援の手があることを呼び掛けるため、実施場所や時間等を検討するとともに、引き続き事業の周知をすることが必要である。	民間支援団体の意見を聞きながら、より効果的に事業が行えるよう実施場所や時間等の検討を行うとともに、事業に関するカードやリーフレットその他広報媒体を活用し、事業の更なる周知を図る。	47,500の一部
2	困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供	2 居場所の確保		児童家庭課	アウトリーチで把握した若年女性等が気軽に立ち寄り、自身の悩み等を話したり、同様の境遇にある他の女性たちと交流したりできる場を提供し、専門機関への相談につなげていく。	事業に関するカードやリーフレットを市町村等に配布し、事業の更なる周知を図る。	47,400の一部	47,394の一部	民間支援団体に委託し、若年女性等が立ち寄り、相談や飲食、休憩等ができる居場所を開設した。 利用実績：延べ560人	より多くの女性が利用しやすい居場所とするため、開設する時間等を検討するとともに、引き続き事業の周知をすることが必要である。	民間支援団体の意見を聞きながら、より女性を利用しやすいよう開設する時間等の検討を行うとともに、事業に関するカードやリーフレットその他広報媒体を活用し、事業の更なる周知を図る。	47,500の一部
3	様々な困難な問題を抱える女性からの相談への対応	3 相談支援		男女共同参画センター 女性サポートセンター 保健所	女性サポートセンター、男女共同参画センター及び各保健所（健康福祉センター）において、女性相談支援員等が様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じる。	【女性サポートセンター】 女性相談支援員等が様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じる。 【男女共同参画センター】 女性のための一般相談及びカウンセリング、専門相談を引き続き実施する。 【保健所】 女性相談支援員による困難な問題を抱える女性のための相談を引き続き実施する。	199,015	185,444	【男女共同参画センター】 女性のための一般相談は5,798件、カウンセリング307件、法律相談（月1回）31件、こころの相談（月1回）24件を実施した。内DV関連相談は、一般相談で840件、カウンセリングで162件、法律相談28件、こころの相談で13件だった。 【女性サポートセンター】 女性相談支援員等が様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じた。 【保健所】 女性相談支援員がDV等の困難な問題を抱える女性からの相談に応じた。 相談実績：1,612件	【男女共同参画センター】 事業を継続して実施する。既存のDV相談窓口の案内のみでなく、困難女性支援の新規事業の周知と併せ、より幅広い女性たちへ相談窓口の周知を図る。 【女性サポートセンター】 女性相談支援員等が様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じる。 【保健所】 今後も継続する。	【男女共同参画センター】 女性のための一般相談及びカウンセリング、専門相談を引き続き実施する。 【女性サポートセンター】 女性相談支援員等が様々な困難な問題を抱える女性からの相談に応じる。 【保健所】 今後も継続する。	206,809
4	様々な困難な問題を抱える女性からの相談への対応	3 相談支援		女性サポートセンター	女性サポートセンターにおいて、様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談に24時間365日の体制で応じる。	相談専用電話により、様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談に24時間365日の体制で応じ、ご本人の意向を尊重し、寄り添った対応を行う。	120,628	111,615	相談専用回線により、様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談に24時間365日の体制で対応するとともに、必要に応じて地域における支援サービス等の情報の案内や市町村や警察等と連携し、一時保護に繋げた。 相談件数：8,421件	今後も継続する。	相談専用電話により、様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談に24時間365日の体制で応じ、ご本人の意向を尊重し、寄り添った対応を行う。	124,204
5	様々な困難な問題を抱える女性からの相談への対応	3 相談支援		女性サポートセンター	女性弁護士による法律相談（月2回）、女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）を実施する。	女性弁護士による法律相談（月2回）を実施する。	682	709	女性弁護士による法律相談（月2回）を実施した。 法律相談：45件 ※女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）は廃止済み	今後も継続する。	女性弁護士による法律相談（月2回）を実施する。 ※女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）は廃止済み	730
6	様々な困難な問題を抱える女性からの相談への対応	3 相談支援		女性サポートセンター	外国籍の女性に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、適切な支援を行う。	外国籍の女性に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、適切な支援を行う。	220	18	外国籍の女性に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応できるように、市町村等と連携して、適切な支援を行った。 実績件数：1件	今後も継続する。	外国籍の女性に対して、必要に応じて、派遣による通訳で対応するとともに、市町村等と連携して、適切な支援を行う。	220
7	困難な問題を抱える若年女性のための相談及び面談	3 相談支援		児童家庭課	アウトリーチで把握した若年女性等の様々な悩みや直面する課題に対応するため、電話やメール、SNS等による相談や、必要に応じて面談を実施する。	事業に関するカードやリーフレットを市町村等に配布し、事業の更なる周知を図る。	47,400の一部	47,394の一部	民間支援団体に委託し、女性が様々な悩みや課題を相談できるSNS（LINE）相談窓口を開設した。 相談実績：1,974件 友だち登録者509人	より多くの女性を相談につなげるため、引き続き周知が必要である。	事業に関するカードやリーフレット、SNS広告その他広報媒体を活用し、し、事業の更なる周知を図る。	47,500の一部
8	中核地域生活支援センター事業	3 相談支援		健康福祉指導課	児童・高齢者・障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡調整を行う。	児童・高齢者・障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡調整を行う。	320,748	320,748	児童・高齢者・障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡調整を行った。令和7年度の相談延件数については、現在集計中です。（令和6年度相談延件数：68,693件）	引き続き、対象者種別にとらわれず24時間365日体制で相談に応じ、速やかに適切な機関への連絡を調整を行う。	児童・高齢者・障害者といった対象者種別にとらわれず、福祉全般にわたる相談に24時間365日体制で応じ、速やかに適切な機関への連絡調整を行う。	335,443
9	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業	3 相談支援		健康福祉指導課	生活困窮者（女性含む）に対して幅広く対応する相談窓口を設置し、本人の自立までを継続的に支えていく相談支援や包括的な支援の計画の策定を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	引き続き、生活困窮者（女性含む）に対して幅広く対応する相談窓口を設置し、本人の自立までを継続的に支えていく相談支援や包括的な支援の計画の策定を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	49,177	46,281	生活困窮者（女性含む）に対して幅広く対応する相談窓口を設置し、本人の自立までを継続的に支えていく相談支援や包括的な支援の計画の策定を実施した。	引き続き、生活困窮者（女性含む）に対して幅広く対応する相談窓口を設置し、本人の自立までを継続的に支えていく相談支援や包括的な支援の計画の策定を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	引き続き、生活困窮者（女性含む）に対して幅広く対応する相談窓口を設置し、本人の自立までを継続的に支えていく相談支援や包括的な支援の計画の策定を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	47,499
10	いのちを支える電話相談事業・いのちを支えるSNS相談事業	3 相談支援		健康づくり支援課	こころの不安や自殺に関する相談に対応するため、厚生労働省が運用する「こころの健康相談統一ダイヤル」として、専門の相談員が、県民からの当該電話相談に応じる。また、SNSを通じて、専門の相談員が、県民からの当該相談に応じる。	こころの不安や自殺に関する相談に対応するため、厚生労働省が運用する「こころの健康相談統一ダイヤル」として、専門の相談員が、県民からの当該電話相談に応じる。また、SNSを通じて、専門の相談員が、県民からの当該相談に応じる。	53,929	25,379	専門の相談員が、県民からの当該電話相談に応じた。また、SNSを通じて、専門の相談員が、県民からの当該相談に応じた。 電話相談：7,377件 SNS相談：3,185件	より多くの県民からの相談に応じるため、引き続き周知が必要である。	こころの不安や自殺に関する相談に対応するため、厚生労働省が運用する「こころの健康相談統一ダイヤル」やSNSを通じて、専門の相談員が県民からの当該相談に応じる。また、ポスターやチラシ、その他広報媒体等を活用し、事業の更なる周知を図る。	46,488
11	にんしんSOSちば	3 相談支援		子育て支援課	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性からのSOSに対し、電話やメール等を活用した相談しやすい環境を整えるとともに、相談から適切な支援機関につなげることで、相談者に寄り添った支援体制の整備を図る。	民間支援団体に委託し、予期しない妊娠などの様々な不安や悩みに対し、電話、メールに加え、チャット相談を週3日から週5日へ拡大し、相談の充実にも努める。 また、引続き、事業の啓発は、県内全高校生や大学生等へカード型チラシを配布し啓発に努める。	24,000	23,995	民間支援団体へ委託し、予期しない妊娠等の様々な不安や悩みに対する電話及びメール、チャット相談を行い、912件（延べ1,737件）の相談に対応した。 相談事業の啓発では、県内全高校生や大学生等へカード型チラシを配布した。 また、チャット相談を3回／週から5回へ増加させ、相談体制の整備に努めた。 【相談件数（延べ）】 電話相談 493件 無料通話アプリ 87件 メール相談 918件 チャット相談 239件 【同行支援】 8回 【カード型チラシ配布数】 167,120枚（363校）	引き続き、相談事業を継続する。 また、SNS及びカード型チラシを活用した相談窓口の啓発に努める。	民間支援団体への業務委託を行い、予期しない妊娠等に対する不安や悩みについての相談を24時間365日体制で取組む。 また、県内全高校生や大学生等へカード型チラシを配布し、相談窓口の啓発に努める。	24,000
12	女性のための総合相談	3 相談支援		男女共同参画センター	男女共同参画センターにおいて、女性が抱える様々な悩みや問題に対し、相談者がその人らしく生きていけるように解決を支援するため、電話相談、面接相談及びカウンセリングを実施する。 また、弁護士による法律相談（月1回）、精神科医によるこころの相談（月1回）を実施する。	女性のための一般相談及びカウンセリング、専門相談を引き続き実施する。	19,632	19,387	女性のための一般相談は5,798件、カウンセリング307件、法律相談（月1回）31件、こころの相談（月1回）24件を実施した。内DV関連相談は、一般相談で840件、カウンセリングで162件、法律相談28件、こころの相談で13件だった。	引き続き、総合相談窓口として潜在するDV相談に対応する。	女性のための一般相談及びカウンセリング、専門相談を引き続き実施する。	20,687
13	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談	3 相談支援		くらし安全推進課	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施する。	ワンストップ支援センターにおける支援を充実させるために、カウンセリング費用の拡充、コーディネーター増員に係る補助の増額を実施する。	36,867	28,245	ワンストップ支援センターにおいて、電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を、延べ9,137件実施した。	相談者の多様なニーズに応じた相談対応ができるよう、ワンストップ支援センターの体制を強化し、支援を充実させるよう努める。	ワンストップ支援センターにおける支援を充実させるために、支援員等の質上げ、通動手当支給等に係る補助の増額を実施する。	40,573

No.	施策（事業）の名称	事業の区分	再掲	担当課・所	事業内容（計画より）	令和7年度				令和8年度		
						事業の実施予定	当初予算額	決算額	事業の実施結果・実施効果	今後の方向性・検討課題	事業の実施予定	当初予算額
14	犯罪被害者等のための総合的対応窓口の設置及び効果的な活用	3 相談支援		くらし安全推進課	犯罪被害者等に関する総合的対応窓口を設置するとともに、市町村及び県の関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促す。	市町村及び県の相談関係機関の連絡会議を行い、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促す。	508	559	「犯罪被害者支援の推進に向けた市町村担当課長・県関係課長会議」を開催し、県の被害者支援施設の説明や条例制定市の事例発表等を行い、関係機関の連携を図るとともに職員の知識や理解を深めた。（R7.5.20実施）	犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、犯罪被害者等支援の取組や支援事例などの情報提供を行うとともに、関係機関の連携の強化及び職員の資質向上に努める。	市町村及び県の相談関係機関を対象とする会議を実施し、情報共有や意見交換等を取り入れ、効果的な施策推進を促す。	15,035の一部
15	性犯罪被害相談電話（＃8103）事業	3 相談支援		県警本部警務課	性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103」を開設し、性犯罪被害者等が希望する性別の警察官が対応する体制の構築を図るなど、性犯罪被害者等が相談しやすい環境を整備する。	性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103」等について、各種機会を通じ広報による周知を図る。	0	0	性犯罪被害者等が希望する性別の警察官が対応する体制の構築を図るなど、性犯罪被害者等が相談しやすい環境の整備を図った。	引き続き性犯罪被害者等が相談しやすい環境整備に努める。	性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「＃8103」等について、各種機会を通じ広報による周知を図る。	0
16	多様なケースに応じた一時保護	4 一時保護		女性サポートセンター	児童を同伴している女性、妊婦、外国籍の女性等、様々な困難な問題を抱える女性の状況に応じた適切な一時保護を実施する。また、女性の意向を尊重しつつ、支援元の市町村や関係機関と連携しながら、就労や転宅等の支援を行う。	支援元の市町村や警察と連携し、緊急に保護することが必要な女性とその同伴する児童の安全確保及び一時保護を実施する。女性の意向を尊重し、本人に寄り添った支援を実施していく。	24,558	26,822	様々な困難な問題を抱える女性とその同伴児について、状況に応じた適切な一時保護を行い、女性の意向を尊重し、支援元の市町村や関係機関と連携しながら、転宅等の支援を実施した。一時保護入所者数：133人（7年度入所時） 〃 退所者数：130人（7年度退所時）	様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性は、依然としているため、状況に応じた適切な一時保護を実施し、女性の意向を尊重し、支援元の市町村や関係機関と連携しながら、就労や転宅等の支援を実施する必要がある。	支援元の市町村や警察と連携し、緊急に保護することが必要な女性とその同伴する児童の安全確保及び一時保護を実施する。女性の意向を尊重し、本人に寄り添った支援を実施していく。	33,860
17	一時保護委託の活用	4 一時保護		女性サポートセンター	必要に応じ、民間シェルター等への一時保護委託を活用し、きめ細やかな支援を実施する。	困難な問題を抱える女性の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設及び民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託契約を行う。HP等により公募を行い、新たな一時保護委託候補者の情報収集を行う。	7,141	12,788	困難な問題を抱える女性の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設や民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託実施した。一時保護委託件数：43件	引き続き継続するとともに、多様化するニーズに対応可能な特性のある社会福祉施設及び民間シェルター等の一時保護委託先を確保するため、新規受託施設の開拓を行う必要がある。	困難な問題を抱える女性の様々な状況や安全確保に対応するために、社会福祉施設及び民間シェルター等と一時保護委託契約を結び、必要に応じた一時保護委託契約を行う。HP等により公募を行ったり、研修会等で呼びかけを行うなど、新たな一時保護委託候補者の情報収集を行う。	11,254
18	専門相談事業	5 被害回復支援	再掲	女性サポートセンター	女性弁護士による法律相談（月2回）、女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）を実施する。【再掲】	女性弁護士による法律相談（月2回）を実施する。	682	709	女性弁護士による法律相談（月2回）を実施した。法律相談：45件 ※女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）は廃止済み	今後も継続する。	女性弁護士による法律相談（月2回）を実施する。 ※女性精神科医による心とからだの健康相談（月1回）は廃止済み	730
19	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談	5 被害回復支援	再掲	くらし安全推進課	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおいて、被害者の方の心身の負担軽減と健康回復をサポートするための電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を実施する。【再掲】	ワンストップ支援センターにおける支援を充実させるために、カウンセリング費用の拡充、コーディネーター増員に係る補助の増額を実施する。	36,867	28,245	ワンストップ支援センターにおいて、電話相談、面接相談、医療支援、カウンセリング、法律相談などの支援を、延べ9,137件実施した。	相談者の多様なニーズに応じた相談対応ができるよう、ワンストップ支援センターの体制を強化し、支援を充実させるよう努める。	ワンストップ支援センターにおける支援を充実させるために、支援員等の質上げ、通動手当支給等に係る補助の増額を実施する。	40,573
20	警察における総合的な犯罪被害者等支援の推進	5 被害回復支援		県警本部警務課	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、「千葉県犯罪被害者等支援条例」及び「千葉県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等の立場に立った総合的な支援活動を推進する。	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、「千葉県犯罪被害者等支援条例」及び「千葉県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等の立場に立った総合的な支援活動を推進する。	7,747	6,242	犯罪被害者等給付制度や県警における犯罪被害者等支援を推進するとともに、関係機関と連携し、犯罪被害者等の心情に配慮した総合的な支援活動を推進した。	引き続き各種施策を推進し、関係機関と連携の上、犯罪被害者等の心情に配慮した総合的な支援活動を推進する。	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」、「千葉県犯罪被害者等支援条例」及び「千葉県警察犯罪被害者支援基本計画」に基づき、犯罪被害者等の立場に立った総合的な支援活動を推進する。	8,923
21	保育・教育体制の充実	6 同伴児童への支援		女性サポートセンター	保育士や学習指導員を配置し、児童の状況に応じた保育や学習指導を行う。	必要な保育士や学習指導員の配置を行う。	0	0	困難な問題を抱える女性の同伴児を対象として保育士や学習指導員による保育・学習の支援を行った。 同伴児の数：140人	引き続き児童の状況に応じた保育・学習の支援を行う必要がある。	必要な保育士や学習指導員の配置を行う。	0
22	心理的ケアの充実	6 同伴児童への支援		女性サポートセンター	保育士や学習指導員と連携しながら、専門知識を持つ職員によるカウンセリングを行うなど、同伴児童の心理的なケアの充実を図る。また、退所後も支援が円滑に受けられるよう、支援対象者本人の同意を得た上で、市町村及び児童相談所等の関係機関に情報提供を行う。	心理的ケアを必要とする同伴児に対し、心理判定員等の専門知識を持つ職員によるカウンセリングを実施する。	0	0	保育士や学習指導員と連携し、心理判定員によるカウンセリングを行い、同伴児童の心理的ケアを行った。心理的虐待等が判明した際には、市町村及び児童相談所等の関係機関に情報提供を行った。 カウンセリング：42件 情報提供：70件	DV被害や親族等からの暴力が起きている家庭では、高い確率で子どもへの暴力が行われていることがあり、同伴児童の心理的ケアは必要である。	心理的ケアを必要とする同伴児に対し、心理判定員等の専門知識を持つ職員によるカウンセリングを実施する。	0
23	困難な問題を抱える女性の自立に向けた支援	7 自立支援		女性サポートセンター保健所	女性サポートセンター及び各保健所（健康福祉センター）において、困難な問題を抱える女性の自立に向けた様々な問題について、本人の意志や状況に応じて必要な情報を提供し、市町村や関係機関が行う支援につなげていく。	困難な問題を抱える女性の自立に向けた様々な問題について、本人の意向を尊重し、必要な情報を提供したうえで、市町村や関係機関が行う支援につなげていく。	0	0	困難な問題を抱える女性の自立に向けた様々な問題について、本人の意向を尊重し、必要な情報を提供したうえで、市町村や関係機関が行う支援につなげた。	困難な問題を抱える女性の自立に向けた様々な問題について、本人の意向を尊重し、必要な情報を提供したうえで、市町村や関係機関が行う支援につなげていく必要がある。	困難な問題を抱える女性の自立に向けた様々な問題について、本人の意向を尊重し、必要な情報を提供したうえで、市町村や関係機関が行う支援につなげていく。	0
24	就労等の日中活動の支援	7 自立支援		女性サポートセンター	就労支援を行っている行政機関や民間支援団体との連携を図り、本人への求人情報の提供、職業相談の実施や職業能力開発の支援等につなげる。	引き続きハローワークなど就労支援を行っている行政機関や民間支援団体との連携を図り、本人の希望に応じて求人情報を提供するなど、職業相談の実施や職業能力開発の支援等に繋げていく。	0	0	ハローワークなど就労支援を行っている行政機関や民間支援団体との連携を図り、本人に対し求人情報の提供を行った。	引き続きハローワークなど就労支援を行っている行政機関や民間支援団体との連携を図り、本人の希望に応じて求人情報を提供するなど、職業相談の実施や職業能力開発の支援等に繋げていく必要がある。	引き続きハローワークなど就労支援を行っている行政機関や民間支援団体との連携を図り、本人の希望に応じて求人情報を提供するなど、職業相談の実施や職業能力開発の支援等に繋げていく。	0
25	女性自立支援施設の効果的な活用	7 自立支援		児童家庭課	困難な問題を抱える女性の入所・保護、医学的・心理的な援助、自立の促進のための生活支援を女性自立支援施設への委託により実施することにより、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図る。 また、女性自立支援施設の効果的な活用のため、入所に係る新たな仕組みづくりについて検討を行う。	引き続き、女性自立支援施設において適切な支援を実施するとともに、効果的な活用に向けた取組を検討していく。	152,998	147,723	中長期的な支援が必要な困難な問題を抱える女性の入所を委託し、医学的・心理的な援助を行うとともに、自立の促進のための生活支援を実施した。 入所実績：6名（新規入所）	入所者1人1人のニーズに応じた支援を行えるよう努めていく。	引き続き、女性自立支援施設において適切な支援を実施するとともに、効果的な活用に向けた取組を検討していく。	156,053
26	自立支援講座の実施	7 自立支援		男女共同参画センター	困難な問題を抱える女性が自分らしい生活を取り戻せるよう、法律や就職講座など自立を支援する講座を実施する。	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312	154	DV被害者を対象にした自立支援講座を計5回実施した（延べ参加者111名）。法律講座、就職講座、公開講座では、後日配信も実施し、再生回数は計1,465回だった。	当日の講座は、非公開・少人数での実施ではあったが、後日配信の実施により、より多くの方に視聴していただくことができた。今後も、対面での講座は引き続き非公開・少人数で実施し、支援者・同じ経験をした当事者同士の交流の場を提供しつつ、より多くの方への周知のため、公開の後日配信を併せて実施する。	DV被害者が自分らしい生活を取り戻せるよう法律や就職講座など自立を支援する講座を引き続き実施する。	312
27	生活困窮者自立支援法による家計改善支援事業	7 自立支援		健康福祉指導課	生活困窮者世帯（女性含む）の収支について、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供やアドバイスなどを行い、家計管理の能力向上を図り、生活習慣の改善に関する助言等の生活の支援を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	引き続き、生活困窮者世帯（女性含む）の収支について、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供やアドバイスなどを行い、家計管理の能力向上を図り、生活習慣の改善に関する助言等の生活の支援を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	14,784	14,784	生活困窮者世帯（女性含む）の収支について、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供やアドバイスなどを行い、家計管理の能力向上を図り、生活習慣の改善に関する助言等の生活の支援を実施した。	利用者1人1人の意欲・意向に沿った生活支援を行えるよう努めていく。	引き続き、生活困窮者世帯（女性含む）の収支について、家計表の活用や出納管理の支援など家計の視点から必要な情報提供やアドバイスなどを行い、家計管理の能力向上を図り、生活習慣の改善に関する助言等の生活の支援を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	16,442
28	生活困窮者自立支援法による就労準備支援事業	7 自立支援		健康福祉指導課	直ちに就労することが困難な生活困窮者（女性含む）に対し、職業訓練や就労体験の場を提供するなど、就労に向けた支援を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	引き続き、直ちに就労することが困難な生活困窮者（女性含む）に対し、職業訓練や就労体験の場を提供するなど、就労に向けた支援を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	23,028	23,028	直ちに就労することが困難な生活困窮者（女性含む）に対し、職業訓練や就労体験の場を提供するなど、就労に向けた支援を実施した。	利用者1人1人の状態・状況に合った就労のための準備支援を行えるよう努めていく。	引き続き、直ちに就労することが困難な生活困窮者（女性含む）に対し、職業訓練や就労体験の場を提供するなど、就労に向けた支援を実施する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	23,785
29	生活困窮者自立支援法による住居確保給付金	7 自立支援		健康福祉指導課	離職等により住宅を失った人又は失うおそれのある人（女性含む）に対して、一定期間家賃相当額を支給する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	引き続き、離職等により住宅を失った人又は失うおそれのある人（女性含む）に対して、一定期間家賃相当額を支給し、新たに、収入が著しく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に対して、転居に必要な初期費用を支給する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	10,000	550	離職等により住宅を失った人又は失うおそれのある人（女性含む）に対して、一定期間家賃相当額を支給した。	令和7年度より、現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するための新たな住居を確保する必要があると認められる者（女性含む）に対し、転居に必要な初期費用として最低限の経費が支給する制度が新設されたため、引き続き周知が必要である。	引き続き、離職等により住宅を失った人又は失うおそれのある人（女性含む）に対して、一定期間家賃相当額を支給し、新たに、収入が著しく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に対して、転居に必要な初期費用を支給する。 ※県予算は町村分のみ。市分は市が実施。	1,872

No.	施策（事業）の名称	事業の区分	再掲	担当課・所	事業内容（計画より）	令和7年度				令和8年度		
						事業の実施予定	当初予算額	決算額	事業の実施結果・実施効果	今後の方向性・検討課題	事業の実施予定	当初予算額
30	生活福祉資金貸付制度	7 自立支援		健康福祉指導課	収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯（女性含む）に対し、経済的自立に必要な資金の貸付制度（千葉県社会福祉協議会が実施）について、相談支援機関と連携して周知を行うなど、効果的な支援ができるよう努める。 ※県は県社協の事務費に対して補助。	収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯（女性含む）に対し、経済的自立に必要な資金の貸付制度（千葉県社会福祉協議会が実施）について、相談支援機関と連携して周知を行うなど、効果的な支援ができるよう努める。 ※県は県社協の事務費に対して補助。	122,295	116,943	収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯（女性含む）に対し、経済的自立に必要な資金の貸付制度（千葉県社会福祉協議会が実施）について、相談支援機関と連携して周知を行った。	引き続き、生活に困窮する世帯（女性を含む）が、貸付支援を活用して安定した生活基盤を築けるよう、県社会福祉協議会に対して事務費の補助を行っていく。	収入の減少や失業等により生活に困窮する世帯（女性含む）に対し、経済的自立に必要な資金の貸付制度（千葉県社会福祉協議会が実施）について、相談支援機関と連携して周知を行うなど、効果的な支援ができるよう努める。 ※県は県社協の事務費に対して補助。	117,016
31	自立支援医療制度（精神通院）	7 自立支援		障害者福祉推進課 精神保健福祉センター	精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担する。 この制度により、対象者の自己負担分は原則1割となる。 ※申請窓口はお住まいの市町村。	精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担する。 この制度により、対象者の自己負担分は原則1割となる。 ※申請窓口はお住まいの市町村。	10,589,000	11,054,268	精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担した。 年度末時点受給者数（千葉県除く）：97,640人	引き続き、精神による疾患で、通院医療が必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担する。	精神による疾患で、通院医療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担分を公費で負担する。 この制度により、対象者の自己負担分は原則1割となる。 ※申請窓口はお住まいの市町村。	11,401,000
32	県営住宅管理事業	7 自立支援		住宅課	困難な問題を抱える女性や、DV被害者、母子・父子世帯を含む世帯に対し、県営住宅の応募において優遇措置を行う。	令和6年度に引き続き、DV被害者や母子・父子世帯等、生活困窮等の困難な問題を抱える女性を含む世帯に対し、県営住宅の応募において優遇措置を行う。	0	0	ひとり親世帯及びDV被害者世帯に対し、入居に係る抽選の際に、球数を1個から2個に増やし、倍率優遇措置を講じた。 <ひとり親世帯> 申込世帯数累計：429世帯 入居世帯数累計：66世帯 ※母子・父子世帯の件数を合算 <DV被害者世帯> 申込世帯数累計：19世帯 入居世帯数累計：7世帯	県営住宅の入居にあたって、ひとり親世帯及びDV被害者等を一般世帯より優遇する措置を継続して講じる。	令和7年度に引き続き、DV被害者や母子・父子世帯等、生活困窮等の困難な問題を抱える女性を含む世帯に対し、県営住宅の応募において優遇措置を行う。	0
33	住宅セーフティネット制度	7 自立支援		住宅課	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、居住支援法人の指定を行い、ホームページ等で情報提供を行う。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、居住支援法人の指定を行い、ホームページ等で情報提供を行う。	0	0	令和7年度末時点で、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅について43,734戸の登録、居住支援法人について41法人を指定し、ホームページ等で情報提供を行った。	引続き、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録及び居住支援法人の指定を行い、ホームページ等での情報提供に努める。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録、居住支援法人の指定を行い、ホームページ等で情報提供を行う。	0
34	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会	7 自立支援		住宅課	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」第51条の規定による県の居住支援協議会。住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について、市町村及び関係団体と協議を行う。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会を通じて、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について、市町村及び関係団体と協議を行う。	2,728	1,367	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会を開催し、住宅セーフティネット法に係る情報提供や意見交換、方策の検討等を行った。	引続き、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について、市町村及び関係団体と協議を行う。	千葉県すまいづくり協議会居住支援部会を通じて、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について、市町村及び関係団体と協議を行う。	3,410
35	職務関係者等研修の実施	8 人材の育成・資質向上		児童家庭課	女性相談支援センターの職員や女性相談支援員（県、市町村）、女性自立支援施設の職員、民間支援団体の職員等を対象に研修会を開催し、専門的知識の習得及び資質の向上を図る。 ・困難な問題を抱える女性の自立支援に必要な法的知識や就職支援のノウハウについての自立支援スキルアップ研修を行う。 ・困難事例への対応方法などを学ぶロールプレイを含んだ実践的な研修を行う。	引き続き、新任、経験者、専門研修など、対象者に合わせ業務に必要な知識や技能が身につく実践的で効果的な研修を開催していく。	835	449	職務関係者に対し、新任女性相談支援員研修、女性支援・児童虐待新任職員研修、女性支援・児童虐待担当職員研修、DV職務担当者専門研修を開催し、支援に必要な知識や技能の習得を図った。 研修回数 10種17回 参加人数 1,190人	女性支援に関する要望の多いテーマを選定し、より効果的な研修を図るとともに、一人でも多くの職員が参加できるようにオンラインを活用した研修を実施していく。	引き続き、新任、経験者、専門研修など、対象者に合わせ業務に必要な知識や技能が身につく実践的で効果的な研修を開催していく。	848
36	スーパービジョンの実施	8 人材の育成・資質向上		男女共同参画センター	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について相談員間で検討・助言しあうとともに専門家から助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	378	333	外部の専門家を招き、スーパービジョンを年9回実施した。 （実施月は、令和8年5月から令和8年2月（8月を除く））	開催に係る周知において、連携する関係機関・相談員へ情報が伝達されるよう、連絡会議等においてもスーパービジョン開催の周知を図る。	連携する関係機関の相談員等の資質の向上を図るため、相談事例の対応方法について外部の専門家からの助言・指導を受けるスーパービジョンを実施する。	378
37	犯罪被害者等の施策担当者全体のスキルアップ	8 人材の育成・資質向上		くらし安全推進課	各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催する。犯罪被害当事者の遺族講演や他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な内容の研修とする。	各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催する。他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な内容の研修とする。	508	559	「犯罪被害者等支援のための県・市町村相談関係機関職員研修」を開催し、県及び県営、犯罪被害者支援センターによる被害者支援への取り組みの説明を行うとともに、事例検討のグループワークを通じて窓口対応員のスキルアップを図った。（R7.5.28実施）	犯罪被害者等が県内のどの市町村に住んでいても同様の支援が受けられるよう、犯罪被害者等支援の取組や支援事例などの情報提供を行うとともに、関係機関の連携の強化及び職員の資質向上に努める。	各機関の連携強化と窓口対応職員のスキルアップのための研修会を開催する。他機関との意見交換等を取り入れるなど、実践的な内容の研修とする。	15,035の一部
38	相談及び面談事業の広報	9 教育・啓発		児童家庭課	困難な問題を抱える女性のための相談及び面談事業について、県ホームページや公式SNS、県民だより等の広報媒体により周知するとともに、県内市町村に対しても広報の実施について呼び掛ける。 また、中核地域生活支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等が参加する県主催会議等で周知を行い、それらの団体に対しても広報の実施について呼び掛ける。 自ら助けを求めづらい外国籍の女性に対しても、相談窓口を周知する。	事業の活用を促進するため、引き続き様々な媒体で広報を行っていく。	0	0	困難な問題を抱える女性のための相談及び面談事業について、リーフレットやカード、ネット広告、県ホームページ等の広報媒体により周知するとともに、県内市町村等に対しても周知を行った。 また、中核地域生活支援センターや民間シェルター、母子生活支援施設等が参加する県主催会議等で周知を行った。	より多くの女性を相談につなげるため、引き続き周知が必要である。	事業に関するカードやリーフレット、SNS広告その他広報媒体を活用し、し、事業の更なる周知を図る。	0
39	心のバリアフリー推進事業	9 教育・啓発		健康福祉政策課	・すべての人が自分らしい生き方のできる社会を実現し、差別意識や偏見をもたない「心のバリアフリー」を達成するための人権啓発の一環として、県の人権施策や相談窓口に掲載した人権啓発パンフレットを作成し、配布する。 ・「ユニバーサル社会」を実現させるため、性的少数者等の人権に関して、講演会、研修会等を行い、重点的な啓発を実施する。 ・LGBTなど性的少数者への対応など新たな人権問題に関する相談に的確に対応するため、県や市町村等の行政職員を対象とした研修会を実施する。 ・子どもの人権をめぐる問題は複雑化・深刻化しており、更なる啓発が求められることから、県や市町村等の行政職員を対象とした研修会を実施する。	主な事業 ・啓発資料の作成 ・人権ユニバーサル事業 ・子どもの人権研修会	34,305の一部	21,611の一部	○主な事業 1 啓発資料の作成 （1）啓発用リーフレット 県HPに掲載 （2）人権問題講師紹介事業案内冊子 2,800部作成 県内小・中・高等学校等へ配布 （3）「千葉県人権施策基本指針（令和7年1月改定）」を関係機関へ配布 2 人権ユニバーサル事業 【テーマ】性的マイノリティ 日時：令和7年11月29日 参加者数：48人 【テーマ】障害のある人 日時：令和8年1月10日 参加者数：66人 【テーマ】外国人 日時：令和7年12月16日 参加者数：250人 3 行政職員等向け研修会の開催 （1）こどもの人権に関する研修会 日時：令和8年2月2日～2月27日（県公式YouTubeチャンネルにて動画配信） 参加者数：319人（動画再生回数） （2）インターネットを通じて人権侵害に関する研修会 日時：令和8年2月2日～2月27日（県公式YouTubeチャンネルにて動画配信） 参加者数：239人（動画再生回数）	引き続き、アンケート結果等を参考に、県民の人権意識が高まり、人権への理解が深まるように、より効果的な人権啓発活動を実施していく。	○主な事業 1 啓発資料の作成 2 人権ユニバーサル事業 3 行政職員等向け研修会の開催	29,202の一部
40	学校人権教育研究協議会の開催	9 教育・啓発		教育庁児童生徒安全課	県内の公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における人権教育に関する諸問題について、研究協議を行い、人権教育の推進、充実を図る。	県内の公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における人権教育に関する諸問題について、研究協議を行い、人権教育の推進、充実を図る。	341	300	県内の公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における人権教育に関する諸問題について、研究協議を行い、女性にまつわる人権課題や人権教育の必要性への理解促進につながっている。	今後も学校間や家庭、地域、関係機関等との連携を通じ効果的な取組を目指す。	県内の公立幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における人権教育に関する諸問題について、研究協議を行い、人権教育の推進、充実を図る。	341